

# **介護予防・日常生活支援サービス事業 説明会**

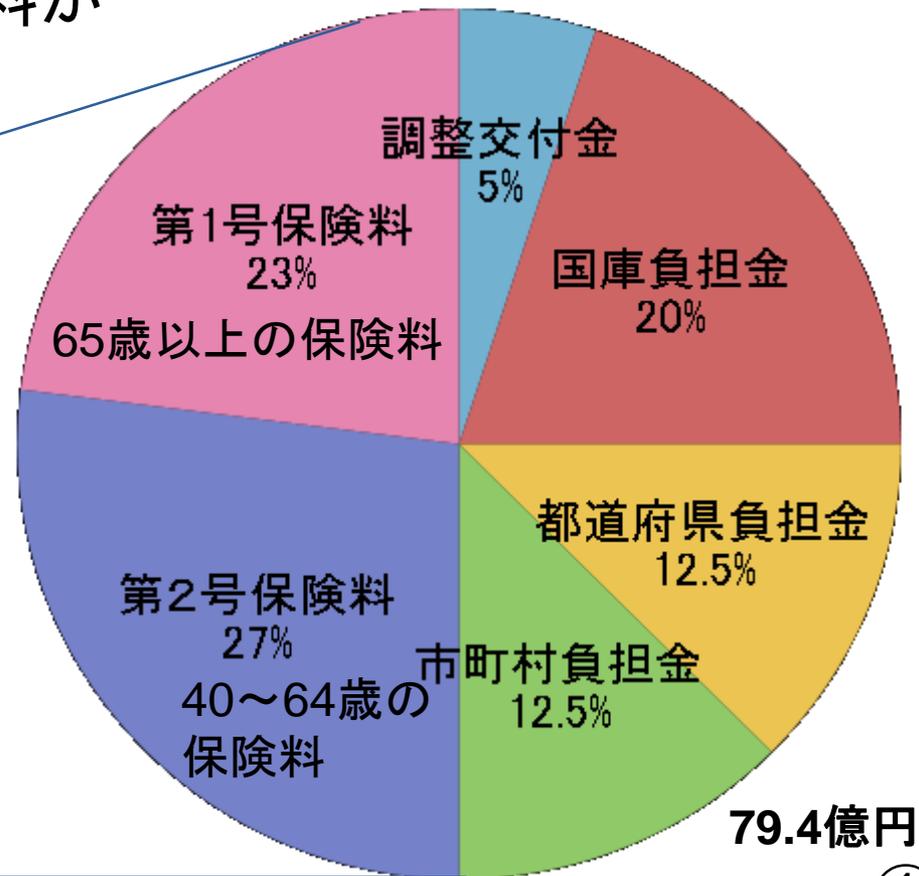
**平成29年12月19日  
東近江市長寿福祉課  
福祉総合支援課**

# 改正の背景について

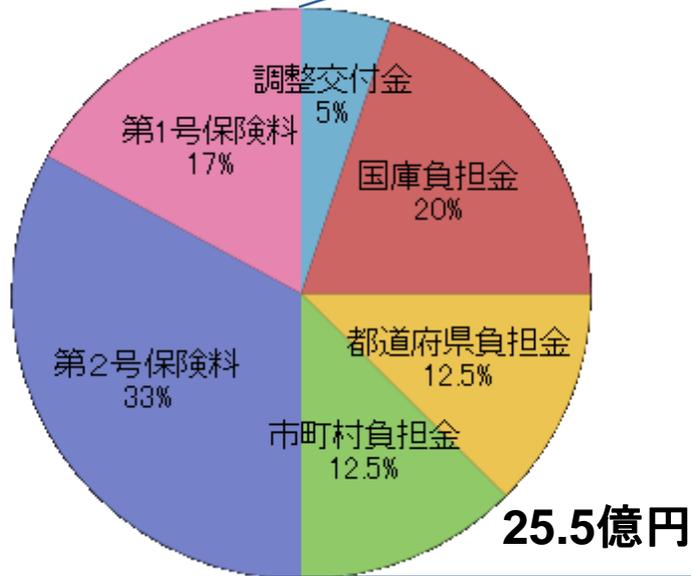
# 介護保険制度の財源構成

- ・高齢者人口と要介護認定者の増加とともに給付費が増加
- ・給付費の増加に対応して保険料が増加する

平成30年度



平成12年度



# 地域支援事業

保険給付とは異なり事業費には上限がある。  
平成28年度の事業費に後期高齢者(75歳以上)  
数の伸びに合わせて増える

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。

## 1. 介護予防・日常生活支援総合事業

- ① 介護予防・生活支援サービス事業
- ② 介護予防ケアマネジメント
- ③ 地域介護予防活動支援事業
- ④ 介護予防普及啓発事業
- ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

- ヘルパー  
⇒ 訪問型サービス
- デイサービス  
⇒ 通所型サービス
- ⇒ 介護予防ケアマネジメント
- ⇒ サロン補助金等

## 2. 包括的支援事業

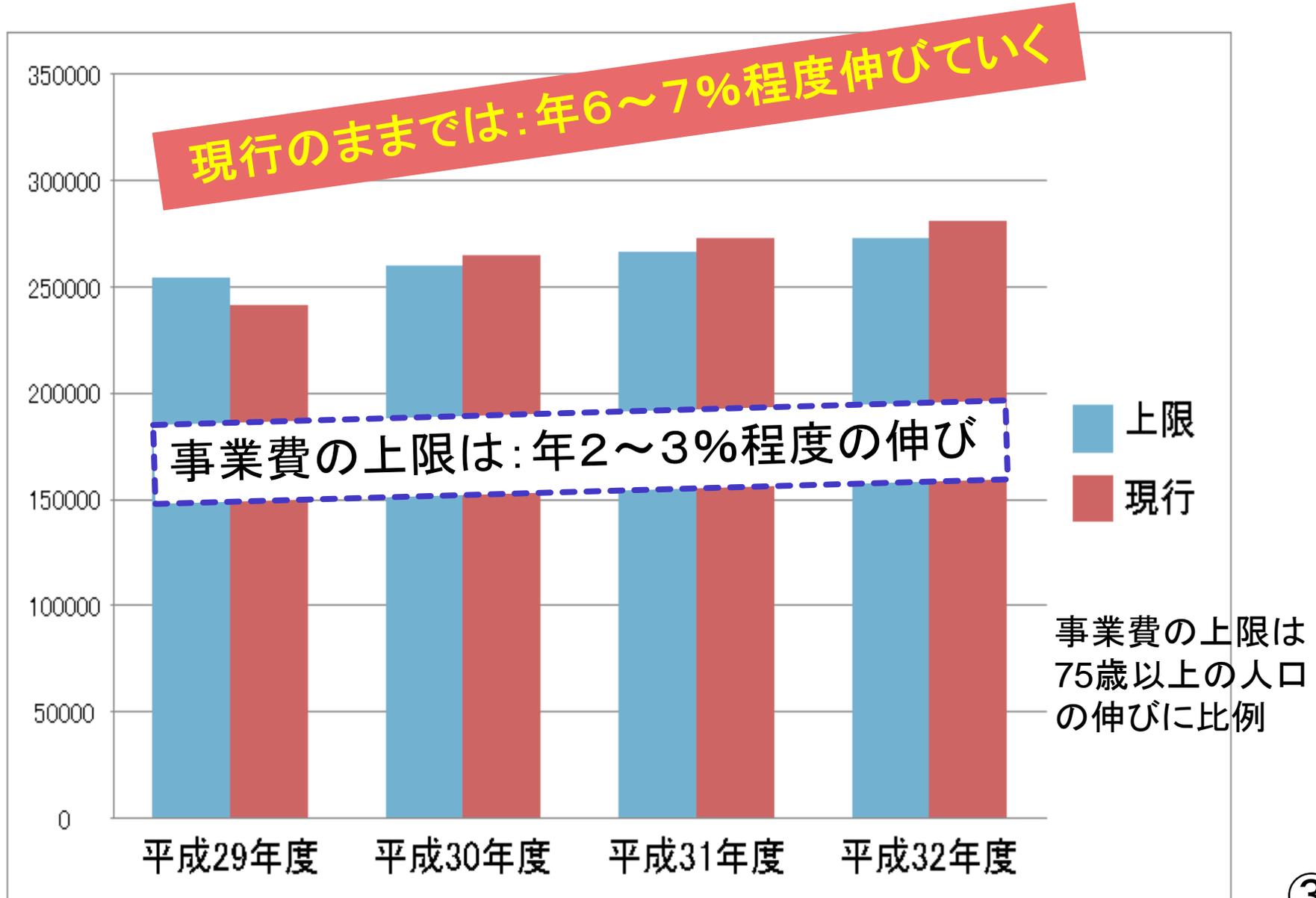
(社会保障充実4事業)

- ① 在宅医療・介護連携推進事業
- ② 生活支援体制整備事業
- ③ 認知症初期集中支援推進事業
- ④ 地域ケア会議推進事業

## 3. 包括的支援事業・任意事業

- ① 総合相談支援事業
- ② 権利擁護事業
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント事業
- ④ 家族介護者支援事業
- ⑤ 介護用品購入助成費用
- ⑥ 徘徊高齢者家族支援事業
- ⑦ 地域自立生活支援事業
- ⑧ 成年後見制度利用支援事業
- ⑨ 介護給付費等適正化事業
- ⑩ 認知症サポーター養成事業

# 1. 介護予防・日常生活支援総合事業



# 訪問型サービス(平成29年度まで)

提供者	介護予防訪問介護事業所		ボランティア等
内容	訪問介護員による身体介護	訪問介護員による掃除洗濯等の生活援助	さまざまな生活援助
対象者	訪問介護員による専門的な対応が必要な者等		—
単位	週1:1168単位/月、週2:2335単位/月		—
負担	週1:1300円/月、週2:2700円/月		実費等

8~9回で2700円

4~5回で1300円

# 訪問型サービス(平成30年度から)

多様な担い手が支援

提供者	介護予防訪問介護事業所		民間事業所・NPO等	ボランティア等
内容	訪問介護員による身体介護	訪問介護員による掃除洗濯等の生活援助	掃除・洗濯等の生活援助	さまざまな生活援助
対象者	訪問介護員による専門的な対応が必要な者等		—	—
単位	270単位/回	183単位/回	150単位/回	—
負担	300円/回	200円/回	300円/回	実費等

# 訪問型サービスの報酬(月額)

	月	火	水	木	金	土	日
第1	1	訪問介護	3	4	訪問介護	6	7
第2	8	通院	9	10		13	14
第3	15	訪問介護	17	18		20	21
第4	22	通院	24	25		27	28
第5	29	訪問介護					

通院のため休み

週2回程度の訪問介護サービス  
月額報酬 2335単位/月  
(+その他加算)

# 訪問型サービスの報酬(回数)

	月	火	水	木	金	土	日
第1	1	訪問介護	3	4	訪問介護	6	7
第2	8	通院	9	10		13	14
第3	15	訪問介護	17	18		20	21
第4	22	通院	24	25		27	28
第5	29	訪問介護					

通院のため休み

月額報酬

2335単位

回数報酬 270単位/回 × 7回 = 1890単位

# 通所型サービス

(緩和した指定基準によるサービス提供について)

- 人員基準・設備基準を緩和することにより、サービス提供方法(場所やスタッフ)に柔軟性と効率化が実施できる

例: 空きスペースでの実施

短時間のサービス提供

- 現行相当の指定基準で実施の場合は加算あり  
実施内容や取組みによる評価は継続

# 通所型サービス(平成29年度まで)

提供者	介護予防通所介護事業所	市(パタカラ教室)
内容	入浴介助や身体介護及び機能訓練	運動・口腔・栄養・認知機能改善
対象者	基本チェックリストで該当要支援1、要支援2	基本チェックリストで該当
単位	週1:1647単位/月、週2:3377単位/月	—
負担	週1:1800円/月、週2:3600円/月	実費等

8~9回で3600円

4~5回で1800円

# 通所型サービス(平成30年度から)

多様な担い手が支援

提供者	介護予防通所介護事業所	民間事業所・NPO等	市(パタカラ教室)
内容	入浴介助や身体介護及び機能訓練	生活機能向上のための機能訓練などの介護予防活動	運動・口腔・栄養・認知機能改善
対象者	入浴介助や身体介護が必要な者等	入浴介助等が必要でない者等	基本チェックリストで該当
単位	262単位/回	232単位/回	—
負担	400円/回	300円/回	実費等

# 今回説明する内容(指定・報酬関係)

- 1 平成30年度以降の指定基準について
  - ・各種サービスの指定基準について
  - ・サービスコード表について
- 2 指定第1号事業の指定手続について
  - ・指定申請時の各種様式と手続方法について
  - ・指定期間について
  - ・運営規程、重要事項説明書、契約書及び定款について
  - ・既に指定を受けている事業者の届出について

# 各種サービスの指定基準について

# 訪問型サービスの類型

基準	現行相当サービス		訪問型サービスA
サービス種別	訪問介護相当サービス		介護予防生活支援サービス
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	訪問介護員による生活援助	生活支援員による掃除、洗濯等の生活援助
対象者とサービス提供の考え方	事業対象者、要支援1、要支援2のうち、訪問介護員による専門的な対応が必要な者		事業対象者、要支援1、要支援2
実施方法	事業者指定		
基準・サービス提供者等	資料1及び参考資料1のとおり		

# 通所型サービスの類型

基準	通所型サービスA		
サービス種別	介護予防通所サービス		
サービス内容	入浴介助、身体介護及び機能訓練を5時間以上連続して提供する。	生活機能向上のための機能訓練等の介護予防活動を3時間以上5時間未満で行う	生活機能向上のための機能訓練等の介護予防活動を2時間以上3時間未満で行う
対象者とサービス提供の考え方	事業対象者、要支援1、要支援2		
実施方法	事業者指定		
基準・サービス提供者等	資料1及び参考資料2のとおり		

# サービスコード表について

# サービスコード表について

東近江市の総合事業のサービスコード表については、別添資料2を確認してください。

A2訪問介護相当サービス

⇒現行相当サービスです。

A4介護予防生活支援サービス

⇒基準緩和サービスです。

A7介護予防通所サービス

⇒基準緩和サービスです。

# 利用するサービスコード

保険証に記載されている住所地と利用するサービスコードの相関関係表です。  
サービスコードを使用する市町村から総合事業の指定を受ける必要がありますので注  
意してください。(以前説明済)

施設所在地	保険者	被保険者の住所 (保険証記載)	サービスコード
東近江市内	東近江市	東近江市	東近江市のものを使用
東近江市内	他市	東近江市 (住所地特例)	東近江市のものを使用
東近江市内	他市	他市	他市保険者のものを使用
東近江市外	東近江市	東近江市	東近江市のものを使用
東近江市外	東近江市	他市 (住所地特例)	他市保険者のものを使用

# 指定申請時の各種様式と手続方法 について

みなし指定を受けている事業者向け

# 指定申請時の各種様式について

指定申請時の各種様式については市ホームページにて公開しています。今回の改正(案)については別添資料を参照してください。

参照URL

<http://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000007602.html>

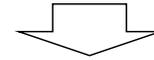
TOP⇒高齢者・介護⇒事業所向けのお知らせ  
⇒指定第1号事業の指定に係る提出種類について

# 指定手続について

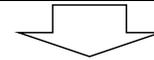
指定申請の手続については、現在の地域密着型サービスの指定手続と同様です。

右の図及び下表を参照ください。

事前相談	
受付時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談は随時受け付けます。(開庁日の8:30~17:00)</li> <li>窓口で相談する際は、<u>事前に電話で来庁日等をご連絡ください。</u></li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置図、平面図等参考となる資料を必ず持参願います。</li> <li>事前相談を行う際は、事業者はいつから事業を始めるか、定まった状態で相談してください。</li> </ul>



指定申請書受付	
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>窓口提出のみ</u></li> <li>窓口提出する際は、<u>事前に電話で来庁日等をご連絡ください。</u></li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、申請時までには建築工事等を終了し、建築確認・消防検査等が済んでいること。</li> </ul>



指定	
審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書の記載内容に不備があった場合は、書類の再提出を求める場合があります。</li> <li>受付期間を過ぎて、指定する期限までに再提出がなかった場合、申請書が完備していないものとして、その回の申請受付ができませんのでご注意ください。</li> <li>指定要件を満たすかどうか判断するために、原則として現地確認を行います。</li> <li>申請の内容に重大な不備、不適事項があったときには、その是正改善が図られるまで指定ができません。</li> </ul>
指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査の結果、指定要件を満たすものと判断された場合に指定を行います。</li> <li>指定に際し、適正な運営を確保するため必要と市が判断した条件を付す場合があります。</li> <li>指定された場合は、申請者宛に指定があった旨通知します。</li> </ul>
公示等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は指定の後、速やかに県知事への届出、公示を行います。</li> </ul>

指定事前相談 (締切日)	指定申請書提出 (締切日)	指定日
平成30年2月15日	平成30年3月15日	平成30年4月1日
平成30年5月15日	平成30年6月15日	平成30年7月1日
平成30年8月15日	平成30年9月14日	平成30年10月1日
平成30年11月15日	平成30年12月14日	平成31年1月1日

# 指定期間について

# 指定有効期間について

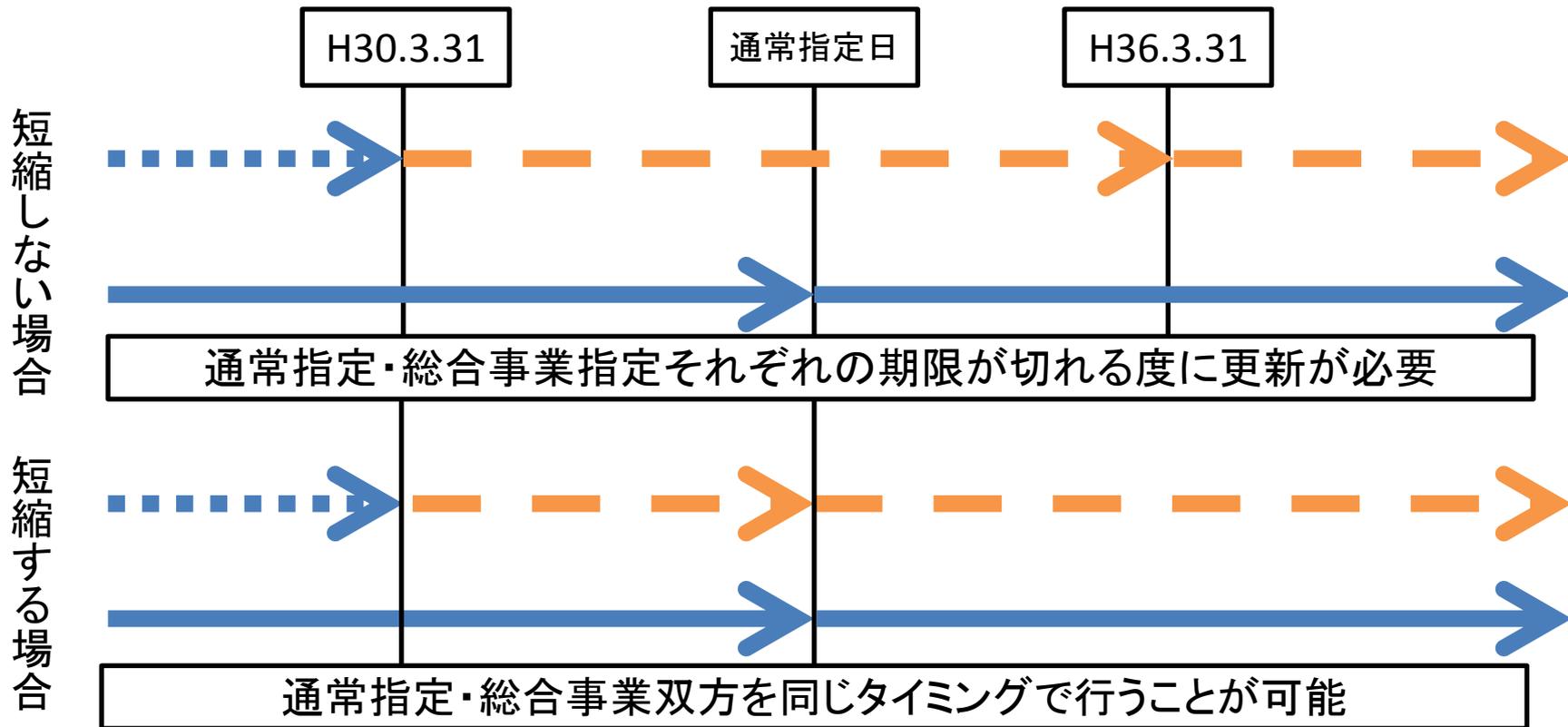
東近江市における総合事業の**指定有効期間は原則6年間**となります。ただし、通所介護又は訪問介護の指定と当該サービスに相当する総合事業の指定を併せて受けている場合は指定有効期間を6年以内に短縮することができます。

現在、みなし指定を受けている事業所及び既に予防通所介護や予防訪問介護の指定を受けている事業所については、指定の切替時に当該短縮を利用するかどうか確認します。同意された場合のみ指定有効期間の短縮を適用します。

# 指定有効期間短縮の利点

指定有効期間を短縮することによる利点は、更新手続の期間を他の指定と揃え、事務の煩雑化を緩和できることにあります。イメージは以下の通りです。

現在みなし指定を受けている事業所の場合



.....➡ 総合事業みなし指定(または予防指定)

---➡ 総合事業指定

➡ 居宅介護又は地域密着型の指定

# 運営規程、重要事項説明書、契約書及び定款について

# 運営規程、重要事項説明書、契約書 について

変更が必要です。内容については基準が変更されていませんので以下の表に従い、文言の変更を行ってください。

変更前	変更後
介護予防訪問介護	第1号訪問事業
介護予防通所介護	第1号通所事業
滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等	「東近江市第1号指定事業の人員、設備、運営及び費用に関する基準を定める要綱」、もしくは「各市町で定める基準等」

昨年度の説明会でも説明しましたが再掲です。すでに各事業者対応済みかと思いますが再確認願います。

重要事項説明書については今年度の改定により費用が変更されましたので、利用者に対して費用について再度説明し同意を受領してください。(費用部分のみ抜粋して同意でも可能)

# 定款について

事業種別について変更が必要な場合があります。定款の事業種別について、当市の総合事業は以下のような位置づけとなりますので参照ください。(昨年度説明済)

サービス種別(東近江市における名称定義)		介護保険法における定義	老人福祉法における定義
訪問介護相当サービス、介護予防生活支援サービス	旧	介護予防訪問介護	老人居宅介護事業
	新	第1号訪問事業	
介護予防通所サービス	旧	介護予防通所介護	老人デイサービス事業
	新	第1号通所事業	
通所型サービスC		第1号通所事業	なし

# 既に指定を受けている事業者の届出について

現在既に本指定を受けている事業者向け

# 届出について

平成27年4月以降に指定を受けた事業者については、すでに総合事業の本指定を受けていますので指定手続は不要となりますが、報酬体系の変更に伴い以下のとおり届出を行っていただく必要があります。

事業種別	A2 訪問介護相当サービス	A6 通所介護相当サービス
指定手続	指定第1号事業の指定は既に受けていますので不要となります。	
算定体制届	不要 (パターン1、2双方の届出があったものとみなします。)	A7 介護予防通所サービスに変更となりますので、算定体制に関する届出を提出してください。